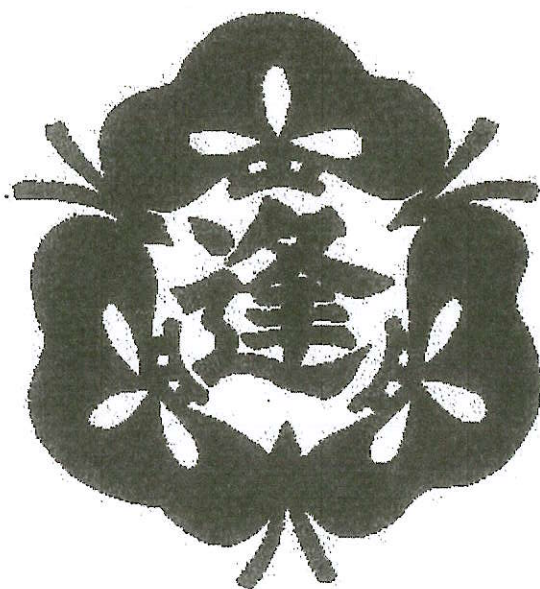


学校いじめ防止計画



平成26年4月 作成

令和4年 4月 亶理町自死予防教育プログラム 追加

亶理町立逢隈小学校

I	いじめの定義	1
II	いじめの理解	2
III	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
1	いじめの防止	
(1)	基本的考え方	
(2)	いじめについての共通理解	
2	早期発見	
(1)	基本的考え方	
(2)	いじめの早期発見のための措置	
3	いじめに対する措置	
(1)	基本的考え方	
(2)	いじめの発見・通報を受けたときの対応	
(3)	いじめを受けた生徒又はその保護者への支援	
(4)	いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	
(5)	いじめが起きた集団への働き掛け	
(6)	ネット上のいじめへの対応	
4	その他の留意事項	
(1)	いじめ対策年間指導計画等	
(2)	組織的な指導体制	
(3)	校内研修の充実	
(4)	校務の効率化	
(5)	学校評価	
(6)	地域や家庭との連携	
IV	いじめの防止等の対策のための組織	8
1	「いじめ対策委員会」の設置	
2	「いじめ対策委員会」の役割	
3	「いじめ対策委員会」の構成	
4	「いじめ対策委員会」の 構成員の役割	
V	重大事態発生に係る調査を行うための組織	12
1	「ケース会議」の設置（学校の下に設置する場合）	
(1)	いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき	
(2)	いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき	
(3)	その他	
2	「ケース会議」の役割	
3	「ケース会議」の構成	
(1)	学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合	
(2)	学校の設置者が調査主体となる場合	

VI 重大事態発生に係る調査 13

1 事実関係を明確にするための調査の実施

2 調査の方法

- (1) いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合
- (2) いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合
- (3) 調査を行う際のその他の留意事項

3 調査結果の提供及び報告

- (1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- (2) 調査結果の市町村長への報告
- (3) いじめた児童及び保護者への説明
- (4) 他の保護者への対応

4 その他の留意事項

- (1) 地域住民等への対応
- (2) マスコミへの対応
- (3) その他
- (4) 調査のフロー

<資料>

- ・資料1 いじめ発見のためのアンケート 17
- ・資料2 教育相談体制 18
- ・資料3 いじめ発見・対応チェックシート（児童観察用・学校用・教師用） 19
- ・資料4 いじめ発見のためのチェックシート（保護者用） 22
- ・資料5 いじめ対策に係る年間計画と評価計画 23
- ・資料6 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」 24

I いじめの定義

「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場に立つて行う。

また、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、
◆行為が行われたときのいじめを受けた児童や周辺の状況等表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。
◆いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童や周辺の状況等を客観的に確認すること。 にも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指している。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目して見極めるようにする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、いじめに当たると判断した場合は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの等については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

Ⅱ いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツクラブ等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

Ⅲ いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの防止

(1) 基本的考え方

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

(2) いじめの防止のための措置

① いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

・職員会議や校内研修において、本校児童のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。

・全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し啓発を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得て、体験学習や宿泊体験学習

などの社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

また、授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっていることが多い。このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、児童一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの児童も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

さらに、児童が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学年交流や異校種間等で適切に連携して取り組む。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

「いじめ問題を考える全校集会」など、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような、児童会の取組を推進する。この際、教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い、児童の取組を陰で支える役割に徹する。

2 早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、学校の内外にかかわらす地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視し

たりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 実態把握、情報共有

いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

- ・授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
- ・学習カードや授業での感想、日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ・月に1回、学校生活についてのアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ・教育相談の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・PTA総会、学年・学級懇談会、家庭訪問、個人面談などの機会に、保護者用のいじめチェックシートを活用し、保護者から情報を得る。
- ・集まったいじめに関する情報は、生徒指導記録簿等に記載するとともに、学年や必要に応じて教職員全体で共有する。

② 体制整備とその点検

児童や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。

また、教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなどを教師用のいじめチェックシートを活用し、定期的に体制を点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 児童の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会で直ちに共有する。その後は、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

③ 警察との連携

いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

① いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた児童が不安を感じるなど、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

③ 教育環境の確保

いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた児童を別室において指導することとしたり、出席停止制度（学校教育法第35条）を活用したりするなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた児童の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

④ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① 再発防止

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

② 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③ いじめた生徒への指導等

担任等は、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。

いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている児童のつらさに気付かせる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることができる。ここで示す懲戒とは、学校教育法施行規則第26条に定める訓告のほか、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割り当て、文書指導などである。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、市町村教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

① 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

② 望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪を指すものではなく、被害児童と加害児童との関係修復、そして、いじめにはかかわっていない児童を含めて、学級や学年

の児童との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② 情報モラル教育の充実

児童が悩みを抱え込まないように仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所（地域事務所）の相談窓口等、関係機関の取組について周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいため、予防として、学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い、児童のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

4 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的な指導体制

いじめの問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家を加える。

(3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する

校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

(4) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

(5) 学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては、PDCAサイクルに基づいて評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(6) 地域や家庭との連携

P T A総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明により、地域や保護者に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信の地域への回覧等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

Ⅳ いじめの防止等の対策のための組織

1 「いじめ対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

2 「いじめ対策委員会」の役割

- ① 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があつた時には、いじめ問題対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 「いじめ対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。(案)

<学校の教職員>

- ・校長、教頭、主幹教諭(教務担当)、生徒指導主任(特別支援コーディネーター)、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、教育相談担当教員、学級担任等

<心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者>

※必要に応じて

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ・弁護士、学校医、警察官経験者、学校評議員等

＜保護者や地域住民等＞

※必要に応じて

- ・保護者の代表（PTA役員等）
- ・児童の代表（児童会役員等）
- ・地域住民

4 「いじめ対策委員会」の構成員の役割

1 いじめ防止のための措置

＜学級担任＞

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように、指導の在り方に注意を払う。

＜養護教諭＞

- ・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

＜生徒指導主任(特別支援コーディネーター)＞

- ・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

＜校長、教頭、主幹教諭＞

- ・全校集会などで、校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
- ・児童会によるいじめ根絶集会など、児童が主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

＜学級担任＞

- ・児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の児童との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

＜養護教諭＞

- ・保健室利用の際の児童の会話などから、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

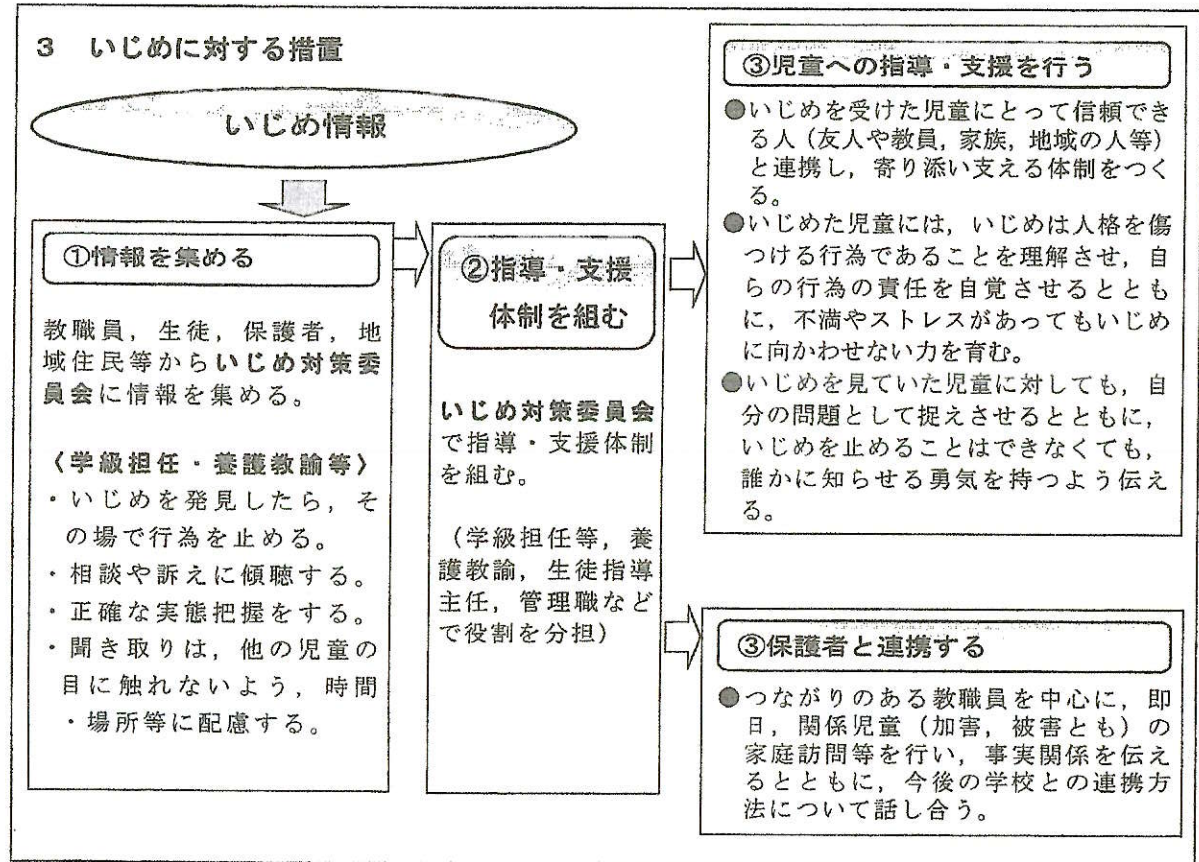
＜生徒指導主任(特別支援コーディネーター)＞

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。

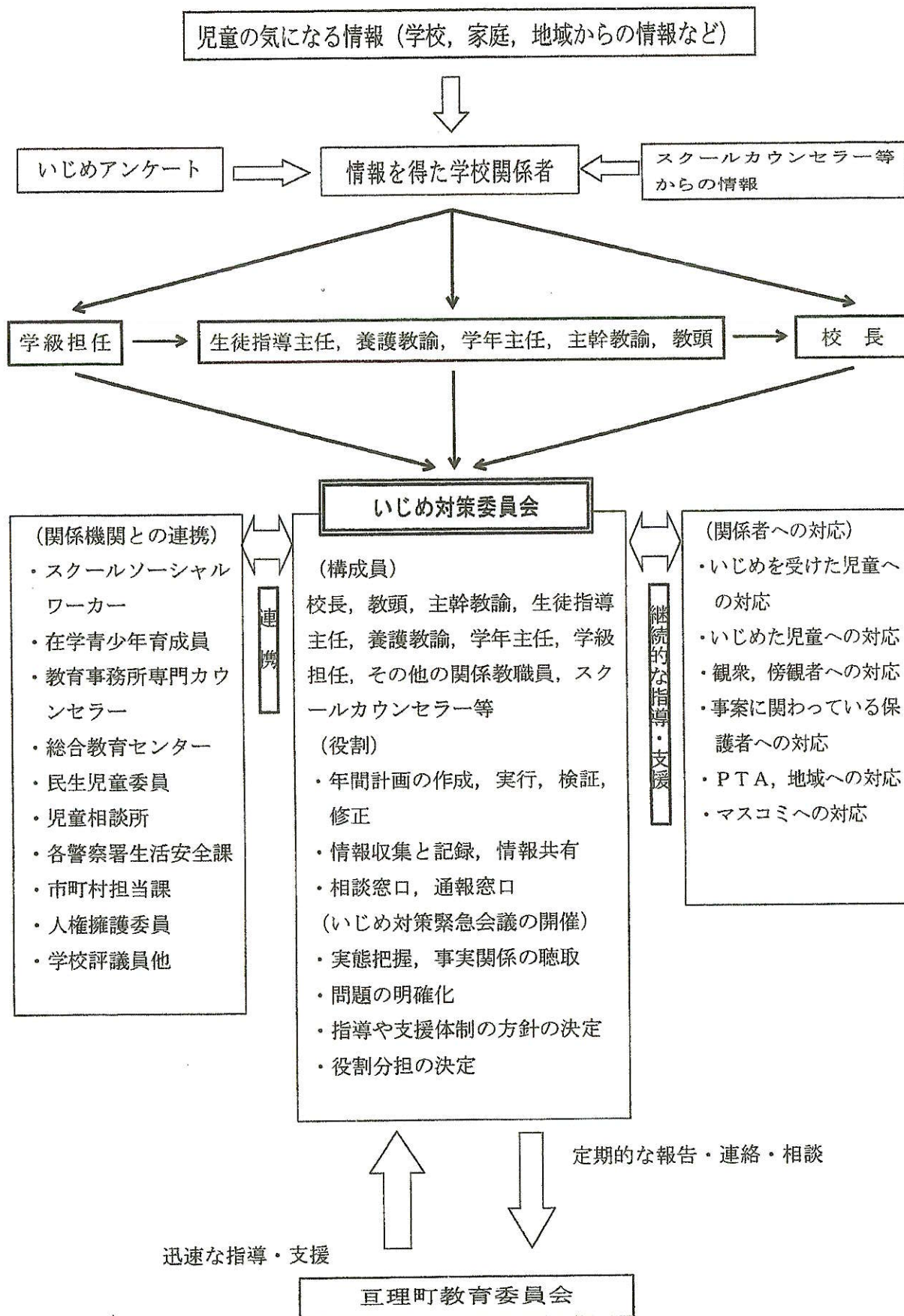
＜校長、教頭、主幹教諭＞

- ・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

3 いじめに対する措置



【いじめ対策委員会】



V 重大事態発生に係る調査を行うための組織

1 「ケース会議」の設置（学校の下に設置する場合）

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「ケース会議」を設置する。

(1) いじめを受けた児童に、生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

(2) いじめを受けた児童が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあるとき

(3) その他

児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 「ケース会議」の役割

- 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 「ケース会議」の構成

(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

① 構成員

亶理町教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「ケース会議」の構成員を決定する。

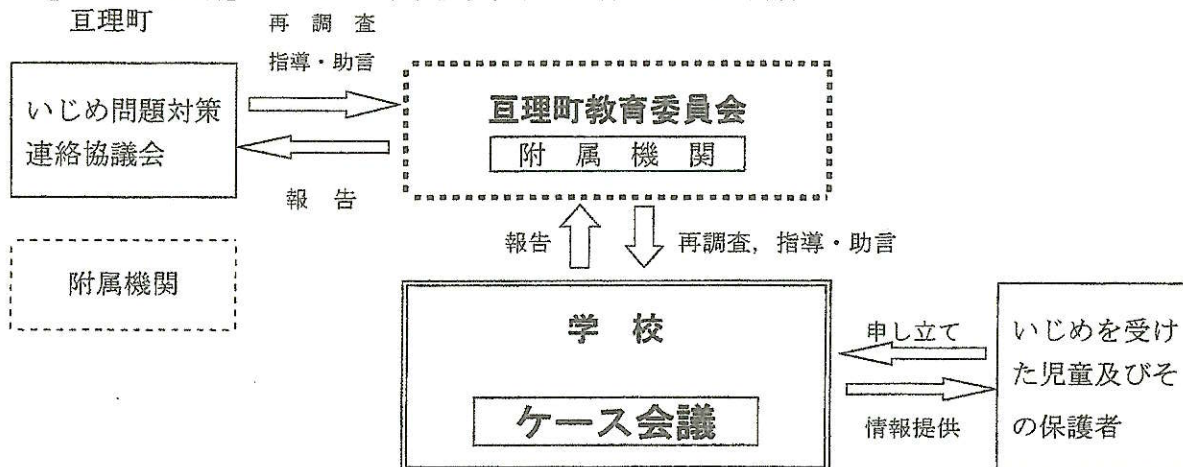
【いじめ対策委員会】・・・母体として

校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主任，養護教諭，学年主任，特別支援CD，学級担任等

【適切な専門家】・・・亶理町教育委員会の指導を受けて

弁護士，精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家（SC，SW等）

【ケース会議】（いじめ対策委員会を母体とした場合）



(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

① 構成員

亶理町教育委員会が定めた調査主体

② 組織図

亶理町教育委員会が定めた調査主体

VI 重大事態発生に係る調査

1 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「ケース会議」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

- 学校は、亶理町教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

※ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は亶理町教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

(1) いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ③ いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ④ 調査を行うに当たっては、亶理町教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

(2) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(3) 調査を行う際のその他の留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(2) 調査結果の市町村長への報告

調査結果については、亶理町教育委員会を通じて亶理町長へ報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて亶理町教育委員会を通じて亶理町長へ送付する。

(3) いじめた児童及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

P T A役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

4 その他の留意事項

(1) 地域住民等への対応

- ・ 地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者（教頭）と電話対応内容のメモをとる職員（主幹教諭）を置く。

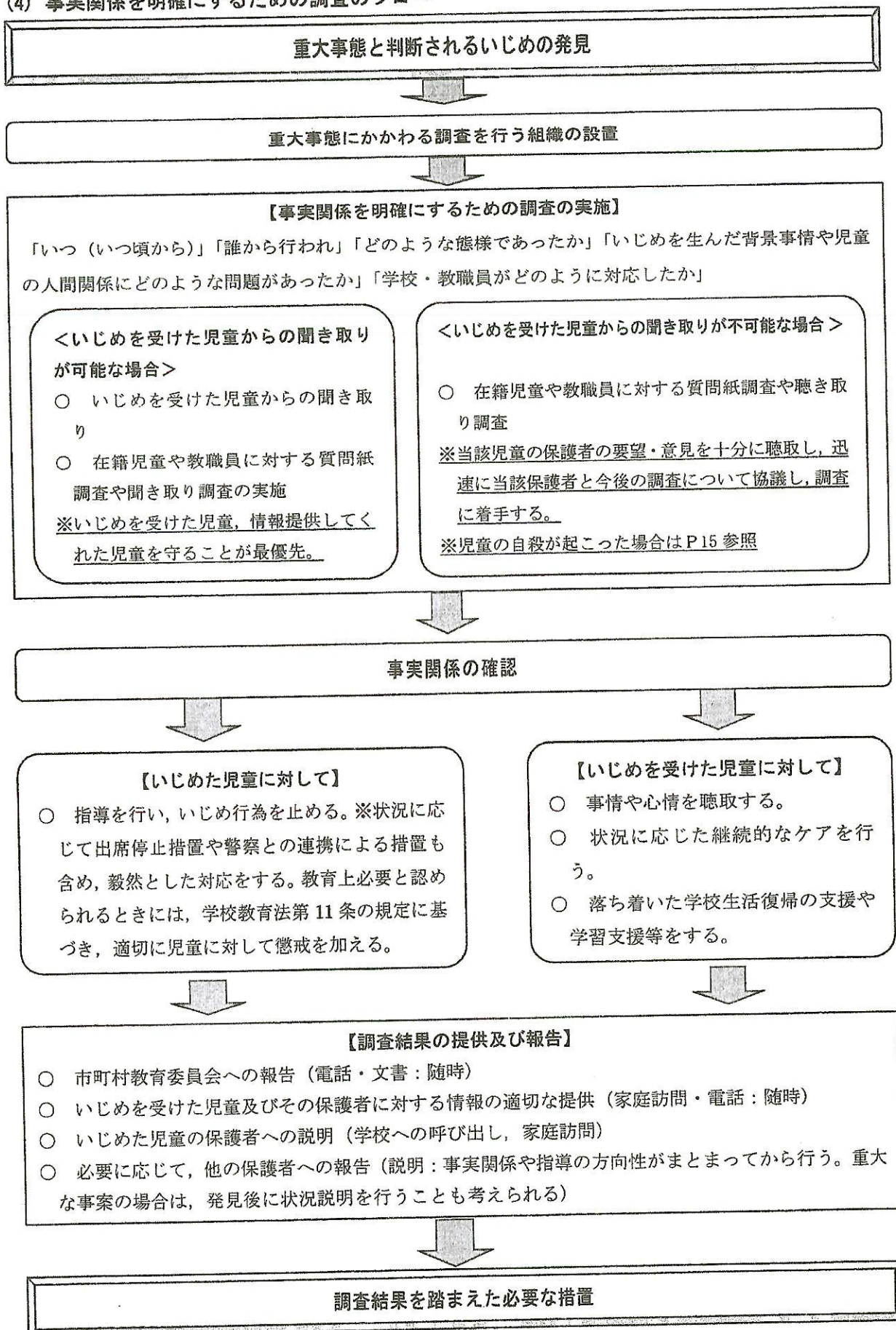
(2) マスコミへの対応

- ・ マスコミや報道機関へ電話対応は、教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、亶理町教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

(3) その他

- ・ 児童の心のケアに配慮するために、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、亶理町教育委員会をとおして要請する。
- ・ 調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

(4) 事実関係を明確にするための調査のフロー



<自殺の背景調査のフロー>

児童の自殺という事態（いじめがその要因として疑われる場合）



背景調査を行う組織の設置



【背景調査の準備】

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。



【背景調査の実施】

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。



調査結果を踏まえた必要な措置

〈資料1〉いじめ発見のためのアンケート

1 ねらい

児童の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるよう、定期的に簡易アンケート等を実施する。

2 対象

小学校3～6学年

(※1～2年生については、学級担任による行動観察、及び児童からの聞き取り調査を行う。)

3 実施について

(1) 実施方法

簡易アンケートは無記名とし、月1回実施し、学級経営や児童理解等の参考にする。

(2) 簡易アンケートの様式

学校生活アンケート 年 組 (男 ・ 女) このアンケートは、みなさんが毎日^{まいにちたの}楽しく^{あんしん}安心して^{がっこうせいかつ}学校生活^すを過ごせる^{おこな}ように^あ行います。当てはまるところに○をつけてください。 1 学校が楽しいですか。 (1) 楽しい (2) ふつう (3) 楽しくない 2 今、先生に相談したいことがありますか。 (1) ある (2) ない 3 今、だれかにいじめられていますか。 (1) いる (2) いない (3) こたえられない 4 このごろ、だれかがいじめられているのを見たことがありますか。 (1) ある (2) ない
--

(3) 活用例

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いじめられている」又は「こたえられない」「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査として、見取り、面接、再調査などを実施する。

〈資料2〉教育相談体制

1 校内における教育相談体制

(1) 教育相談に当たって

- ① 一人一人の児童生徒の自己実現を目指し、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言する。
- ② 教育相談に当たっては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、教育活動の実践の中に生かしていく。

(2) 教育相談担当教員の配置

- ① 校内体制の連絡・調整に当たるコーディネーター役として、教育相談担当教員(副教務)を置く。
- ② 担当
生徒指導主任が担当する。
※ 担当は、生徒指導主任の他にも、養護教諭や教育相談担当教員等、校内の体制や事情により、様々に考えられる。
- ③ 主な役割
 - ・ 生徒や保護者に対する教育相談
 - ・ 生徒理解に関する情報収集
 - ・ 事例研究会や情報連絡会の開催
 - ・ 校内研修の計画と実施
 - ・ 市町村教育委員会や学校外関係機関との連携のための調整及び連絡

(3) スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会でスクールカウンセラーを積極的に活用することで、児童及び保護者の理解を図り、適切な対応につなげられるよう努める。

- ・ 児童の不安や悩みについて、専門的・多角的に理解する。
- ・ 児童のコミュニケーションスキルを高めるかかわりを図る。
- ・ 保護者との面談を通して、より一層の児童理解を図る。
- ・ 関係機関との橋渡しをする。
- ・ 小中連携における情報共有の補助を行う。
- ・ 教員の研修やスキルアップを図る。
- ・ 児童・保護者への心理教育をする。

1 「いじめ」発見のチェックポイント

年 組

観 察 項 目	児 童 氏 名 記 入 欄		
【児童を観察して】			
1 頭痛・腹痛などを訴え、保健室へひんぱんに行く。			
2 理由がはっきりしない遅刻・早退があり、欠席も多い。			
3 教室に入れず、職員室・保健室等で時間を過ごす。			
4 教師にべたべたよってきたり、隠れるようにして話したりする。			
5 休み時間でもないのにトイレに長く入っている。			
6 仲間に入れず、一人でぼつんとしているか、一人で何かしている。			
7 無口で、生気がなく、学習意欲や理解度が低下ぎみ。			
8 授業がはじまってから、一人遅れて教室に入ってくる。			
9 周りの友達に異常なほどの気遣いをする。			
10 下を向いて視線を合わそうとしない。			
11 おどおどして、おびえるようになる。			
12 衣服の汚れや破れ、すりきずなどがみられる。			
13 給食をのこしたり、食欲がなくなったりする。			
14 遊びの中でいつも同じことをやらされる。			
15 一人で掃除や後片付けをしていることが多い。			
16 文字が乱雑になったり、暗い絵が多くなる。			
17 笑わなくなり、元気がなくなってくる。			
18 以前よりも、自分の欠点を気にする。			
19 学校や学級での係の仕事をやめたいと言い出す。			
20 友達が、自分のことを批判していると訴えるようになる。			
その他()			
【学級全体の雰囲気から】			
21 いやなあだながつけられ、しつこく言われたり、落書きされたりする。			
22 発言すると野次や冷やかしの声があがったり、その後発表しなくなる。			
23 ほめるとあざけり笑ったり、しらけたりする。			
24 ちょっとした事件が起きると、いつもその子のせいにする。			
25 配布したプリントなどがわたっていない。			
26 これまで仲のよかったグループから外される。			
27 席替えなどで、その子の隣に座るのを嫌がる。			
28 グループ替えなどで、最後まで所属するところが決まらない(弁当を一人で食べるが多い)。			
29 机がいたずらされたり、持ち物などがゴミ箱に隠されたりする。			
30 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりする。			
31 掃除の時間に机が運ばれずに残っている。			
32 一人で行動するようになり、集団行動(遠足、修学旅行など)を避けるようになる。			
33 急いで下校するようになる。			
34 トイレなどに複数で行って一人戻らない。			
その他()			

※ 観察項目に照らし合わせ、該当する児童がいましたら、該当する項目に名前を書いてください。

※ いじめをしていると思われる子の行動も観察してください。

2 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）

	チェック項目	確認
未	全員の児童に声をかけ、児童のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の児童に活躍の場を設定している。	
然	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	児童同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
防	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
止	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	児童の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら、児童の基本的生活習慣の定着を図っている。	
	徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
	児童会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。	
	児童に幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。	
早	児童と触れ合いながら、生徒の変化をつかんでいる。	
	児童たちを複数の目で見ると、教室以外での児童の様子について情報を集めている。	
発	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
見	児童と信頼関係ができており、児童が悩みを相談している。	
	・ 児童が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
早	児童や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラーと積極的に連携している。	
対	気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。	
	日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
指	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
体	児童が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。	
	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
学	P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
携	家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。	
	必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

3 いじめを認知したときの対応チェックシート例（教師用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた児童の安全確保がなされている。	
いじめを受けた児童から、いじめの内容について十分に話を聞くことができています。	
市町村教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた児童からいじめを受けた児童と同じ内容の話を聞くことができています。	
当該児童の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた児童の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた児童や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該児童の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
市町村教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
P T Aと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
市町村教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた児童がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた児童の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。	

〈資料4〉いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと、体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出しつづける。		
友人関係	学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあつたりする。		
	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいていねいである。		
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。		
	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
家庭の様子	いじめの話をするとう強く否定する。		
	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
	ため息をつくことが多い。		
	なかなか寝付けない。		

第4年度

〈資料5〉平成26年度いじめ対策に係る年間計画と評価計画

月	いじめ対策実施計画	教職員学校評価等	児童評価等	保護者学校評価等	学校評議員等	職員評価
4	☐ 学年間の情報交換、指導記録の引継 ☐ いじめ対策委員会設置 ☐ いじめ対策に係る共通理解（職員会議内） ☐ 学級のルールづくり、人間関係づくり ☐ 保護者へのいじめ対策に係る啓発（授業参観） ☐ 人権教室（3年生）		* 全国学力学習状況調査（6年） * 学校生活アンケート	* 授業参観（学校・学年経営方針の説明） * 家庭訪問	学校評議員等	* 職員評価資料配付・説明 * 自己目標立案
5	☐ 家庭訪問・教育相談の実施 ☐ 「運動会」を通じた集団づくり ☐ 「学校生活アンケート」の実施と対応 ☐ 特別支援全体会	* 特別支援全体会資料作成	* 学校生活アンケート * 体力運動能力テスト	* 授業参観（学年経営資料の配布）	* 委任状交付	* 面談
6	☐ 特別支援ケース会議		* 学校生活アンケート	* 授業参観（学年経営資料の配布）	* 人権擁護委員懇談会	
7	☐ 「学校生活アンケート」の実施と対応 ☐ 学校評価の実施（教職員アンケート） ☐ 希望二者面談	* 学校評価の実施	* 学校生活アンケート	* 希望面談 * 祖父母参観	* 学校評議員会 * 逢隈学区懇談会	
8	☐ 夏休み明けの児童の変化の把握	* 学校評価結果の検討 * 特別支援全体会資料作成	* 全国学力学習状況調査結果の考察 * 学校生活アンケート * 県学力学習状況調査（5年） * 学校生活アンケート			* 自己目標の中間報告
9	☐ 校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 ☐ 「学校生活アンケート」の実施と対応 ☐ 「学習発表会」を通じた集団づくり ☐ 「学校生活アンケート」の実施と対応					
10						
11	☐ 「すずかけ塾」を通じた人間関係づくり ☐ 指導主事訪問「いじめ対策研修会」 ☐ 「学校生活アンケート」の実施と対応			* 授業参観 * 個人面談 * 保護者アンケートの実施		
12	☐ 個人面談の実施 ☐ 学校評価の実施（教職員・保護者アンケート）	* 学校評価の実施				
1	☐ 冬休み明けの生徒の変化の把握 ☐ 幼児保児小連絡会開催	* 学校評価結果の検討	* 学力検査（全学年）	* 保護者アンケート結果の検討	* 幼児保児小連絡会	* 評価票再配付 * 自己評価 * 評価票の提出 * 面談
2	☐ 「学校生活アンケート」の実施と対応	* 学校評価各分委会 * 学校評価全体会 * 教育計画全体会	* 学力検査の考察	* 授業参観（保護者アンケート結果の開示）	* 逢隈学区懇談会 * 学校保健委員会	
3	☐ 小中連絡会の開催 ☐ 記録の整理、引継資料の作成				* 学校評議員会 * 小中連絡会	* 評価

※ 通年で月1回簡易アンケートを実施し、学級経営等の参考にすること。
 ※ 職員会議内に特別支援委員会（生徒指導委員会含む）連絡・報告を設け、児童の学校生活における諸問題の解決に向け共通理解する。

〈資料6〉重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」

「聞き取りシート」【いじめた児童・傍観していた児童用】

平成 年 月 日

時刻： 時 分から 時 分まで

記録者：

年 組 児童名

〈いじめに至ったきっかけ〉

〈行った、または、見た場面〉

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか（したのを見たか）・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月 日 時			

〈説明図（誰がどの位置でどんなことをしたかなど）〉

〈メモ〉

〈資料6〉 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」

「聞き取りシート」【いじめを受けた児童用】

平成 年 月 日

時刻： 時 分から 時 分まで

記録者：

年 組 児童名

〈いじめを受けた場面〉

日時 (いつ頃から)	場所	誰にどんなことをされたか・ 誰にどんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月 日 時			

〈説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）〉

〈メモ〉

「聞き取りシート」【いじめた児童・傍観していた児童用】

平成 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで
記録者：

年 組 氏名

<いじめに至ったきっかけ>

<行った、または、見た場面>

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか（したのを見たか）・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月 日 時			

<説明図（誰がどの位置でどんなことをしたかなど）>

<メモ>

いじめ問題防止に向けた支援体制モデル

宮城県教育委員会

いじめを許さない学校づくり

- いじている児童生徒に対しては、出席停止等の措置を含め毅然とした指導が必要である。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- 児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかれないところでも陰湿ないじめが続いていることもあり得ることを認識し、継続して注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

観察

日常観察
チェック表の活用

情報収集

アンケート調査
日記 等

保護者

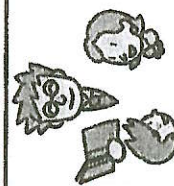
- いじめの事実を伝える。
- 本人を守る姿勢を示す。
- 信頼関係を構築する。

いじめられている子供

- 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 安心：具体的支援内容を示し安心させる。
- 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
- 回復：人間関係の確立を目指す。
- 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。
- *心理的ケアを十分に行う。

傍観的子供

- グループ等への指導
- 学級全体への指導
- 自分の問題として考えさせ、許されない行為であることを気づかせる。
- 学年及び全校での指導



いじめの把握

緊急対応

校内いじめ防止対策委員会（既設）

- 構成員：校長（教頭）、生徒指導主事、養護教諭、該当教員、保護者代表、カウンセラー、民生児童委員、その他
- 内容：いじめ発見のための調査実施、関係機関との連携、保護者会対応、いじめ事案対応の指導方針及び指導方法等協議 等

いじめ問題学校支援委員会（新設）

- 構成員：市町村教育委員会担当者、小・中学校長、カウンセラー、保護者代表、通称指導教員担当者、民生児童委員、人権擁護委員、警察署等関係機関担当者 等
- 内容：いじめ調査、学校への指導助言、いじめ防止方針策定、関係機関との連携、家庭（保護者）支援、相談室設置 等

いじめの早期発見・早期対応

- いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校等における相談体制を充実し、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備すること。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力の体制で臨むこと。
- 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行うこと。
- いじめが発生したときは、学校のみで解決することなく、保護者等の訴えに迅速に対応し、その上で関係者全員で取り組む姿勢が重要である。また、教育委員会と連携して対応すること。
- 学校におけるいじめの対処方針、指導計画等の情報については、日ごろから家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

早期発見

児童生徒、教師、本人
保護者、地域 等

いじめている子供

- 確認：事実関係、背景、理由等を確認する。
- 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 内省：いじめられる子供のつらさに気づかせる。
- 処遇：課題解決のための援助を行う。
- 回復：役割体験等を通して所属感を高める。
- *心理的ケアを十分に行う。

保護者

- 事実を伝える。
- 心情（怒り、不安）を理解する。
- 具体的助言を与え、立ち直りへの協力を得る。

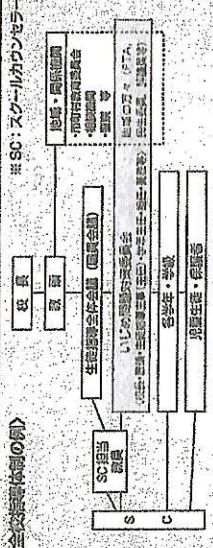
学校 家庭 地域 関係機関（相談機関、警察 等）

三田孝典 氏名 氏名

- 議員の気付かないところではじめが荒くケースも少

- 以下の「全枝葉剪定法」を参考に、いじり廻しを、早く・早く・早く

江戸時代



【 附 註 】

- いじめに関する相談窓口

振替口座名義	電話番号	振込口座名	電話番号
宮城県大宮農業協同会支所	0224-53-3111(内線)	24銀行いしち銀行ダイヤル	0570-47-7833(0)
宮城県仙台教育研究所	022-27-51-1111(内線)	子どもの未来を支援	022-576-2571
宮城県仙台市教育研究所	022-27-51-0701(内線)	子どもの未来を支援	022-221-7857
宮城県仙台市教育研究所(仙台市立中央図書館)	022-22-2139(直線)	ヤングテレパッチ支援	022-221-7859
宮城県仙台市教育研究所	022-25-7246(直線)	子どもの未来 10年(仙台市立中央図書館)	0130-407-1119
宮城県仙台市教育研究所	022-22-4111(内線)	子ども・健やかライフ(仙台市立中央図書館)	022-388-1200
宮城県仙台市教育研究所	022-24-2578(直線)	子ども・健やかライフ(仙台市立中央図書館)	022-382-1200
宮城県仙台市教育研究所	021-22-4163	子ども・健やかライフ(仙台市立中央図書館)	022-22-6188
宮城県仙台市教育研究所	022-22-0030	子ども・人生相談(仙台市立中央図書館)	0224-52-5053
宮城県仙台市教育研究所	022-24-51121	子ども・人生相談(仙台市立中央図書館)	022-52-2078
宮城県仙台市教育研究所	022-21-1020	子ども・人生相談(仙台市立中央図書館)	0120-007-110
宮城県仙台市教育研究所(仙台市立中央図書館)	022-22-4163	子ども・人生相談(仙台市立中央図書館)	022-22-6188

東京に引いた江ノ島
の島に引いた江ノ島

学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、適切に対応できる学校づくりのために、この資料を作成しました。

宮城県教育委員会
平成24年9月

いじめ問題への対応
～学校の役割の徹底について～

いじめを許さない
学校づくり
のために

児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことに伴い、精神的な苦痛を経験しているもの。定こった場所や学校の内外を問わない。

熱帯国や同国の大人は、
いじめのサインに
敏感になりましょう。

いじめが完全になくなるまで
継続して指導していきましよう。

- ①いじめの事実関係、被害、原因等を認識する。
②不平等の訴えを十分に聴く。被害者の側
③いじめられる子をつまに気付かせる。内治
④問題解決のための指導、援助を行う。
⑤当事者への所信諭を述べる。被害者の被害

協力を得られるように努めましよう。

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 保護者の心情を理解する。
(怒り、悔けなさ、自責の念、今後への不安等)
- ③ 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目標として働きかける。

ます、何より本人の訴えを、本気になって
傾聴し、親身に対応をしましょう。

- ①つらさを抑えしさを十分に受け止める。 必要の支援
- ②身体制支援内容を示す。 教師は絶対的な権力
- ③良い点を認め励まし、自信を与える。 自己存在の重視
- ④人間関係の確立を目指す。 決定的な人間関係の育成
- ⑤尊重生徒の自己選択を奨める。 自己の可能性の発揮

具體的な敗組を正體に伝え、
理解を得るように努めまいやう。

- ①いじめの事実を正確に伝える。
- ②学校はいじめられている子を守るという役割を示す。
- ③保護機関と連絡する。
- ④家庭との連絡を密にとる（被害者の保護、加害者の指導、学校内外の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼）。
- ⑤いじめの解決を図る。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

いつも仲良く遊んでいる4人組。多
日ばみんが友達でプロレスだった。そ
う言えば、いつもプロレスになっていた
ている。

次の日、4人組の1人A君の保護者
から電話が“……”

「学校に行きなさい」と言っている
のですが、何でお父さんのですか？」
生母が急ぐない。何しろ友達とい
うA君。話を聞くと、プロレスここ
でいつもいじめられていたのだと。
被害者があつたらしいのを知ったとほ。

いつも同じ18さんだ、最近学校で表紙がたまふ、うつるまじで見てその数、定期のアンケートをとって、8さん、8さん、8さん、学校が楽しくなり、という回答が、

「面白がけても迷惑される。」

メールで回答を無視する返が返ってきているという18さんからの話。最近の表紙は、Bさんのいじめた話に当てはった。

トイし、押部居の奥で敬愛に貰った。水、スポンがくで濡れた。水、水をまきぎた」と言っていたが、このの顔も同じように濡れていた。早く上り手になってほしいものだ。
すると、お嬢様、女子がごっそり取れてきた。「いつともいはいぬられてるんで、水をかけられているのはその一部だったのだ。」

担任は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を見事生徒に示しました。

- ①具体的事実に基づいて話し合う（当事者の了解・配慮）。
- ②関係者にならないよう考えさせ、人間関係を育てる。
- ③「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、互
 柄を基盤とする学級をつくる。
- ④全国校・学級的にいじめ防止と早期解消を働きかけていく。

担任等が一人で抱えることなく、組織的に取り組むとともに、関係機関との連携を図りまいらう。

- ①いかに問題対策委員会を中心に、市町村教育委員会と緊密な連携を図る。
特にいかに問題対策委員会には、教員の方々（PTA、民生委員、労働組合）を含めていかに協力を求める。
- ②学校、家庭、関係機関（相談機関、警察等）との連携を密に図る。

[illegible]

学校生活アンケート

[illegible]

- 1 希望が強いのです。(2) 楽しい (3) 楽しくない
- 2 多、先生に相談したいことがあります。(2) ない
- 3 会、彼れがにいてもらっています。(2) いない (3) こたえられない
- 4 このころ、彼れがにいてもらっているのを覚えています。(2) いる (3) ない

起は、例を
考に、学校で
自感します。

元禄九。

「生体組織」→「soft 4」→「ハード」→「かた（活動）」

誰がだまきり加害者かとは問はれ、いかにその問題を捉えているかを批判的に検討し、いかにそれをよくならせるかを批判的に検討し、その結果の提案を評価し決定するに当たって！「建設的アンクワート」を要請します。

「人間関係」に立ててよく「建設的アンクワート」を行います。多くは「言葉」の事例になります。なぜなら、いかにアンクワートで得られる回答の多くは、建設法（建設法をきかぬ）ばかりなのであるからです。

現在建設法（第三者に指導ではないような方法）で問題を対処していく姿勢では、そうした建設法には同意しないものです。アンクワートで話せることを事前に約束していく姿勢では、そうした建設法も効果的と思われる場合があります。

いかにアンクワートを実施する目的は、建設法の効果を知ること、そして多量との関係に定まりそうかを明らかにすることにあります。そのためには、より建設法が回答し得やすい「建設的アンクワート」を用いることが重要です。

先生方が指導力を向上させるための 校内研修の充実

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であり、人間として決して許されないことです。いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に組織的な対応をする必要があります。

また、いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付きがないところまでいじめが続くケースもあることを認識し、そのときの指導で解決したと判断することなく、継続して十分な注意を払い、折に就いて必要指導を行うことが大切です。

そのためには、校内研修を充実させ、全教職員がいじめに関する理解等を深めることが重要です。

教員研修の例

○ いじめの未然防止に係る校内研修会

- 1 校長あいさつ (5分程度)
- 2 児童生徒の状況について (15分程度)
- 3 小グループでの話し合い (20分程度)
- 4 グループの発表と問題等の整理 (15分程度)
- 5 質疑や意見交換 (20分程度)
- 6 指導計画 (10分程度)
- 7 おわりの言葉 (5分程度)

※1 いじめに関する校内研修ツールを用いる場合は、上記の研修に、「自己点検シート」や「点検内訳の所見」、「研修会アンケート」等を活用することが出来ます。

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

※2 アンケート調査についての研修会(分析の仕方や活用の方)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

・ネット上でのいじめに関する研修会

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

・自己点検シート

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

・いじめに関する研修会(実践) (参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

(参考：平成21年6月 国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」)

いじめに関する Q&A

携帯電話やパソコンを使った、いわゆる「ネットいじめ」のようなタイプのいじめは、どのような点が危険ですか。

：具体的な対策として、フィルタリングの普及啓発、情報モラル教育の推進、インターネット利用に関するモラルや規範意識の向上等を図るための生徒指導の推進、児童生徒が「ネット上のいじめ」等に巻き込まれていないか教育委員会等が監視を行う「学校ネットワーク」(学校ウェブサイト)の取組があります。

いわゆる学校ウェブサイト(学校ウェブサイト)、プロファイルサイト、ブログやメール等の中身の書き込み等が行われる「ネット上のいじめ」やネット上の誹謗中傷の被害等、インターネット上のトラブルに巻き込まれる可能性が増しており、教育委員会や学校が、警察等の関係機関と連携して、対策を講じる必要があります。

自分の学校には、そんなに深刻な問題があるとは思えないのですが、未然防止に關する取組を行っていく意味はありますか。

：何よりも、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であるという認識に立つことが大切です。

目的の所には、児童生徒の状況だけではなく、隣の学校や他の学年の状況も把握することが必要です。また、小学校や中学校、高等学校へと進む中で児童生徒の成長や変化を視野に入れ、現在の段階でどのように生徒指導を行っていくか学校全体で考え抜いていくことが大切です。

こうした取組を行うことで、全職員が全校の児童生徒の現状を把握することができるようになり、「いじめが起きれば気がつくはず」、「常日頃からよく指導しているで大丈夫」などの安易な認識を変えることができるようになります。

(主な参考資料)
・平成24年2月国立教育政策研究所「生徒指導リーフレット1～10」
・平成23年6月国立教育政策研究所「子どもの社会性が育つ『児童の発達活動』」
・平成26年6月国立教育政策研究所「問題事例の未然防止に向けた生徒指導の取り組み」
・平成22年3月文部科学省「生徒指導要綱」

いじめの未然防止への取組

いじめを生まない 学校づくり のために

いじめを減らすためには、「いじめを生まない」という未然防止の取組に立った取組が不可欠です。

いじめの未然防止には、些細な行為が深刻ないじめへとつながらないように常に目上をつくりだす「居場所づくり」や、児童生徒がいじめは絶対にしないという気持ちを持って「居場所づくり」の取組が必要です。

いじめの未然防止に関する取組を高め、学校全体で取り組むことができるようにするために、この資料を作成しました。

宮城県教育委員会
平成25年1月

张氏

生徒指導等の三機能を生かした授業づくりの例

・祖父母や地域の方々との交流を通して、感謝や尊敬の気持ちを持たせる。

茶会場所	時期	活動内容
師の生居(飯沼待)	〇月〇日	御給言を立てる。
師の生居(飯沼待)	〇月〇日	祖父母や叔父の万端顔にし、贈まき等を行う。
学塾の生居(飯沼待)	〇月〇日	水やり、除草等の世話をし、取組を行ふ。
学塾の生居、食膳科や生徒科の集まり等	〇月〇日	取組をし、成果等を説明する。
学塾の生居	〇月〇日	取組結果を言う。
生徒科の集まり等	〇月〇日	一週間の活動の振り返りを行う。

(教師の一工夫)
・地域の人材マッパの再構築を行う。
・地域の施設や学校、公民館などに子どもが遊びに来る機会を設ける。
・児童館を運営する方と関係する人々について話し合う。

・上学年には、下学年に対する悪いやりの気持ちをきたせるとともに、主体的に望ましい人間関係を築いていくことを目指す。

時期	活動場	活動内容
学期初	学芸活動	これまでの練習の活動の振り返り、めあてをもつ。
〇月〇日	秋組発表	練習より「ダーダー」会を行う(月1回程度、担当教師との打合せを含む)。
〇月〇日	音楽会活動等	練習の計画をややせを行う。
〇月〇日	練習の時間(週1回程度)	練習の分組に決着をつける。練習を3回行う。 練習の分組以外にも、練習や発表、活動、地域の公共施設への訪問等にも参加させる。
〇月〇日	見学会等	5年生を中心になり、6年生への訪問を行う(すべて5年生は出席となり、5年生のみの訪問を行う)。

- ・朝の会での読み聞かせや、他の編面でも交流を設ける。
- ・自己肯定感を高め、自信を持って活動できるようにする。

100

Figure 1 is a line graph with 'Number of hauls' on the x-axis (0 to 10) and 'Percentage of total catch' on the y-axis (0 to 100). Two data series are plotted: A (solid line) and B (dashed line). Series A starts at (1, 10), (2, 20), (3, 35), (4, 50), (5, 65), (6, 75), (7, 85), (8, 90), (9, 95), and (10, 98). Series B starts at (1, 5), (2, 10), (3, 15), (4, 20), (5, 25), (6, 30), (7, 35), (8, 38), (9, 40), and (10, 42).

Number of hauls	Percentage of total catch (A)	Percentage of total catch (B)
1	10	5
2	20	10
3	35	15
4	50	20
5	65	25
6	75	30
7	85	35
8	90	38
9	95	40
10	98	42

地域とのかかわり(小学校・栽培活動)の例

茶会場所	時期	活動内容
師の生居(飯沼待)	〇月〇日	御給言を立てる。
師の生居(飯沼待)	〇月〇日	祖父母や叔父の万端顔にし、贈まき等を行う。
学塾の生居(飯沼待)	〇月〇日	水やり、除草等の世話をし、取組を行ふ。
学塾の生居、食膳科や生徒科の集まり等	〇月〇日	取組をし、成果等を説明する。
学塾の生居	〇月〇日	取組結果を言う。
生徒科の集まり等	〇月〇日	一週間の活動の振り返りを行う。

(教師の一工夫)
・地域の人材マッパの再構築を行う。
・地域の施設や学校、公民館などに子どもが遊びに来る機会を設ける。
・児童館を運営する方と関係する人々について話し合う。

- ・互いの意見や考えを聞き、多様な考えを認め合える集いづくりを行う。
- ・一つのものを皆で作り上げる活動を通して、集いへの前向きな参加を促す。

時期	活動場面	活動内容
○月○日	学校活動	週知する。前年度入学生のWIRを利用する。
○月○日	学校活動	学校のフロア・ホール・教室等。
○月○日	学校活動	入学生・先生・教職員・生徒会・PTA等。
○月○日	学校活動	新年度のWIRを提出し、校長室に提出する。
○月○日	学校活動	新年度のWIRを提出し、校長室に提出し合う。
○月○日	校外合同コンクール	他の学年や学校のWIRを利用し、感想を書く。
○月○日	校外活動等	合同コンクールやWIRを利用し、感想を書く。
○月○日	(教師の工夫)	
○月○日		WIRを繰り返し活用して、活動を振り返らせる機会を設ける。
○月○日		・学年活動日や校内行事による活動時間の確保をとり、読書会を促す。

〈小学校の例〉・中学校生活への期待を高める。

時期	活動場所	活動内容
○月○日	学校活動室	中学校生に向けての講義や不安について話し合う。
○月○日	〃	質問紙調査の結果を整理し、中学校生に配布し返ける。
○月○日	〃	〃
○月○日	〃	一人学（修業参加、運動部員等）に参加する。
○月○日	学校活動室等	一人学に参加しての経験を書き、発表し合う。

(教師の一工夫)
・中学校生活実態にあわせてまたやるような計画を行う。

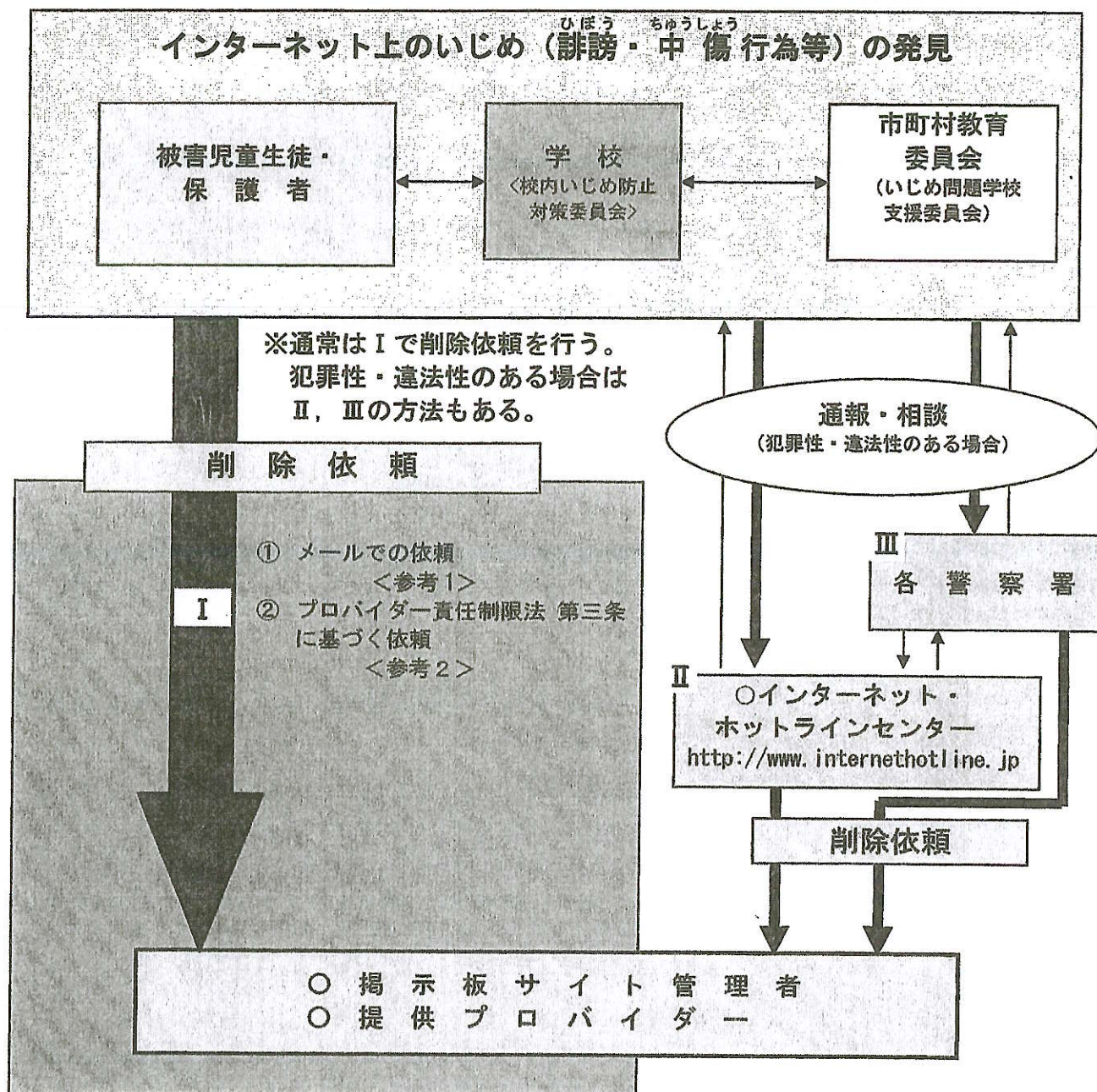
・中学校生活にあこがれをもたせるような助言を行う。

《中学校の例》・小学生が中学校生活にあこがれの気持ちをもてるような活動ができるよう。

時期	活動場面	活動内容
○月○日	学級活動	自分たちが中学校に入学して、一日の生活の話をし、一日の生活の話をし。
○月○日	中学校一日入学	授業公開や運動会体験、初年度進路等を行う。
○月○日	入学の準備	一日入学の準備を行う。

(初年度一学期)
 ○中学校一年生を招き、相手の立場に立つ活動が考えられるよう願います。

インターネット掲示板等への書き込み（^{ひぼう}誹謗・^{ちゅうしょう}中傷行為等）削除フロー



参考サイト：安心インターネットライフガイド <http://www.fmmc.or.jp/eif/guide/index.html>

＜参考1＞（メールでの削除依頼文面例）
○○校情報セキュリティ担当者より削除依頼
・掲示板名「○○」
「この掲示板内には個人名が特定される中で中傷行為が発生しており、個人情報保護や人権保護の点からも問題があると判断されるので、至急削除願います。」
※証拠として掲示板の内容を保存しておくことが大切です。

＜参考2＞（プロバイダー責任制限法）
「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」
（平成13年11月30日法律第137号）

- ・ インターネット等において権利侵害等があった場合における
- ① 損害賠償責任の制限 （第三条）
- ② 発信者情報の開示請求等 （第四条）

※誹謗（ひぼう）：他人の悪口を言うこと。

※中傷（ちゅうしょう）：根拠のない悪口を言い、他人の名誉を傷つけること。

学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針【法第一章 総則】

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）

1 目的【法第1条】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、「いじめを絶対に許さない」という全教職員の共通意識と共通行動に向けたいじめの防止等のための対策を推進するために、『学校いじめ防止基本方針』を定める。

なお、『学校いじめ防止基本方針』をもとに、『学校いじめ防止計画』に沿って具体的な防止策や対処策、組織運営を行うこととする。

2 定義【法第2条】

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、このいじめの定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめの禁止【法第4条】

児童は、いじめを行ってはならない。

4 学校及び学校の教職員の責務【法第8条】

学校及び学校の教職員は、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、保護及び他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

II いじめの防止等のための対策の基本となる事項【法第三章 基本的施策】

1 いじめの未然防止【法第15条】

いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全児童がいじめに向かうことがないよう次のような取組を通して、児童の「居場所づくり」や「絆づくり」に努める。

- (1) 児童が相互に心を通い合わせ、温かな雰囲気での児童も分かる喜びを味わえる授業づくりを目指す。
- (2) 児童が相互に分かり合え、一人一人が自己充実感を味わい、自己有用感を実感できる特別活動の充実を図る。
- (3) 児童が相互に尊重し合えるよう、日常的な道徳教育や心の教育の継続、体験活動などの充実を図る。
- (4) 児童及び保護者、並びに教職員に対して、いじめ防止に関する啓発活動を継続的に行う。

2 早期発見【法第16条】

(1) 実態把握、情報共有

いじめの把握には、本人の訴え、教師の発見、他からの訴え、の3つのルートがあると言われる。いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

- ① 定期的な児童対象のいじめアンケートの実施（月1回程度）
- ② 保護者対象のいじめアンケートの実施（7月、11月）
- ③ 教師によるいじめチェックシートの活用を通じた定期的な点検の実施（7月、11月）
- ④ 養護教諭、生徒指導支援員、スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実
- ⑤ 毎月の生徒指導部会、職員会議での定例の情報交換の実施（危機意識の共有化）
- ⑥ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携
- ⑦ 教職員のいじめ防止に関する資質向上を図る研修の設定（年間計画への位置付け）

(2) インターネットを通じて行われるいじめへの対応【法第19条】

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童及び保護者に対して情報モラル教育の充実や外部講師を招聘した研修会の実施を通じた啓発活動を行う。

3 いじめ防止等の関する措置【法第四章 学校におけるいじめ防止対策組織】

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置【法第22条】

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

- 校長、教頭、主幹教諭（教務担当）、生徒指導主任（特別支援コーディネーター）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、その他の関係職員（学級担任等）

<活 動>

- いじめ防止の措置（「いじめは絶対に許されない」という醸成づくり）
- 早期発見の措置（アンケート調査の実施、児童観察、教育相談、情報共有等）
- いじめに対する措置（情報収集、指導支援体制の編成、保護者との連携等）

<開 催>

- 毎月の特別支援委員会及び職員会議での定例議案をこれに当てる。さらに、いじめ事案発生時は緊急開催する。

(2) いじめに対する措置【法第23条】

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合やいじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を止めさせる。
- ③ いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、いじめた児童を別室等において指導する措置を講ずる。
- ④ いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置を講ずる。

る。

- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥ 再発防止に向け、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、及びその保護者への助言を組織的・継続的に行う。
- ⑦ いじめに係る周囲の児童の「観衆」「傍観者」的な意識の是正に向けた指導を行い、望ましい集団づくりを図る。

4 重大事案への対処【法第五章 重大事案への対処】

(1) 重大事案への対処

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 学校は、重大事案の対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。【法第28条1項】
- ② 学校は、①の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。【法第28条2項】
- ③ 学校は、重大事案が発生した旨を町教育委員会を通じて互理町長に報告する。町長及び町教育委員会は、①の調査の再調査、再調査の結果を踏まえた重大事案への対処及び防止のための必要な措置を講ずる。【法第30条5項】

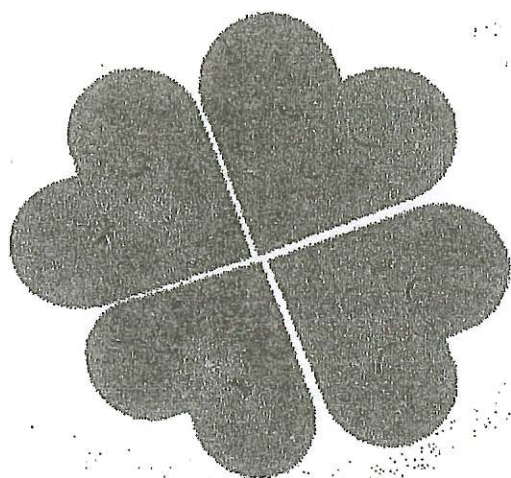
(2) 留意事項

- ① 地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。
- ② マスコミや報道機関の対応は、互理町教育委員会の指導を受けた上で、教頭が対応する。
- ③ 該当児童及び周囲の児童の心のケアに配慮するために、必要に応じて、SCやSWの派遣を、互理町教育委員会をとおして要請する。

5 その他の留意事項

- (1) いじめ対策年間指導計画等の整備を図る。
- (2) 組織的な指導体制の整備を図り、かつ学級担任等の負担が多くなならないよう校務の効率化も進める。
- (3) 学校評価において、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよういじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるように努める。
- (4) PTA総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明、家庭訪問や学校通信の地域への回覧等を通じて、家庭や地域との連携体制を維持する。

亘理町自死予防教育プログラムの手引き (教職員用)



令和4年3月

亘理町自死予防教育プログラム作成委員会

指導案

学習プリント

互理町自死予防教育全体計画

自死予防教育プログラム			
ねらい	命の大切さを実感できる教育 【早期の問題認識】	悩み・ストレスの解消は心の健康 【ストレス対処能力の育成】 心身の健康の保持に係る教育を含む	SOSの出し方教育 【援助希求の態度の育成】
ねらい	児童生徒が自死に関する多くの情報が手に入る昨今、自死の深刻な実態や心の危機の理解などを通して、正しい知識を早期に与えることにより、自死予防を図る。同時に、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連の中で、道徳科等の授業等を通して、児童生徒が命の大切さを実感できるよう計画的に指導する。	児童生徒が対処困難な場面に遭遇するなど、ストレスがかかった状況において、そのストレスに対処する力を身に付けることにより、自死の予防を図る。ストレスに対処するための方法を知るとともに、自分にあった方法を理解し、実践する力を育成する。同時に、学校保健計画等との関連を図りながら、心の健康の保持に係る教育を計画的に実施する。	児童生徒が悩んだり困ったりした場合、誰かに相談したり助けを求めたりする力を身に付ける。他者に相談することに対する期待や抵抗について理解し、自分自身にあった相談方法を身に付け、援助希求の態度を育成する。また、自分が相談された場合の対処方法も身に付ける。
指導内容	■自死の深刻な実態の理解 ■心の危機のサインの理解	■ストレスの原因と影響 ■対処についての知識	■SOSの出し方 ■SOSの受け止め方
実施学年	小学校：なし 中学校：1年	小学校：5年 中学校：1年	小学校：5年 中学校：1年
教科等	学級活動	学級活動・保健体育	保健体育
実施時期	長期休業前（6～7月）	長期休業前（6～7月） 保健指導計画に基づいて	長期休業前（6～7月）
指導体制	学級担任 外部講師（SCなど）	学級担任・教科担任 養護教諭 など	学級担任・教科担任 養護教諭 など
下地づくり教育			
教科等	【生命を尊重する教育】	【心身の健康を育む教育】	【温かい人間関係を築く教育】
教科等	①道徳D「生命の尊さ」 ②道徳D「よりよく生きる喜び」	①学級活動（2）ウ ②保健（1）ア	①道徳B 主として人との関わりに関すること ②道徳C「よりよい学校生活、集団生活の充実」
実施学年	①小学校1年～中学校3年 ②小学校5年～中学校3年	①小学校1年～中3年 ②小学校3・5年・中学校1年	①②小学校1年～中学校3年
その他	各学校の取組	各学校の取組	各学校の取組
校内の環境づくり			
指導内容	【居場所づくり】（教師がつくる）		【絆づくり】（児童生徒がつくる）
指導内容	①環境整備と雰囲気づくり ・最初の話し合いの前には、意見を出しやすい雰囲気づくりのためにアイスブレイクを行う。 ・対人関係のトラブルが起きないように事前にルール（話の聞き方等）を決める。必要に応じてソーシャルスキル教育等でルールを確立する。 ②児童生徒への支援 ・児童生徒の個性がよりよく生かされるよう、役割分担や活動の際に声掛けや助言を行う。 ・活動にうまく入れていない児童生徒に寄り添い、活動の場につなげる。		①かかわり合う場や時間の保証 ・児童生徒主体で話し合う時間を確保する。 ・準備に与えられた時間や使用できる場所を明確に伝え、計画を立てやすくする。 ②児童生徒への支援 ・児童生徒の発言を、教師が受け止め、返答するだけでなく、「今の発言はどう思う？」等、他の児童生徒につなげる。 ・児童生徒自らが課題解決できそうな場面では見守り、活動が停滞しているときは、課題を見つめ直すきっかけを与えたり、新たな視点からの見方などの助言を行ったりする。
その他	健康観察・相談体制・生活アンケート		

1 自死対策に資する教育の内容

(1) 学校が推進すべき教育内容

自殺総合対策大綱に学校が推進すべき自殺対策に資する教育が3点示されています。

- 命の大切さを実感できる教育
- 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育
(SOSの出し方に関する教育)
- 心の健康の保持に係る教育

(2) 命の大切さを実感できる教育の取組

小・中学校の学習指導要領には、特別の教科 道徳（以下「道徳科」という。）の中で、小学校の低学年段階から中学校段階までの全ての段階で指導すべき内容項目として、「生命の尊さ」が示されています。

各学校では、全ての教員が、生命を尊重する心の育成が自殺予防につながることを十分に理解し、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連の中で、道徳科等の授業等を通して、子供が命の大切さを実感できるよう、計画的に指導します。

(3) 様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育 (SOSの出し方に関する教育)の取組

SOSの出し方に関する教育の目的は、子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることです。

不安や悩み、ストレスへの対処については、学習指導要領において、小学校の高学年段階から高等学校段階に至るまで、体育科及び保健体育科の中で指導すべき内容として示されています。

各学校では、保健の授業等を通して、子供がストレスへの対処方法等について理解できるようにするとともに、子供が当面する諸課題への対応に資する活動や、生活上の諸問題の解決を図ることを目的とした体験活動等を通して、援助希求行動を身に付けられるようにする必要があります。

また、SOSの出し方に関する教育では、心の危機に陥った友達への関わり方を学ぶことも重要です。SOSの出し方のみならず、そうした友達の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方（SOSの受け止め方）についても、指導します。

(4) 心の健康の保持に係る教育の取組

心の健康の保持に係る教育については、学習指導要領において、体育や保健体育及び特別活動の中で、関連した内容を指導することになっています。

各学校において、学校保健計画等との関連を図りながら、心の健康の保持に係る教育を、計画的に実施します。

【参考】学習指導要領等との関連（主なものを抜粋）

上記（１）の教育内容と学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）等との関連を示します。

	命の大切さを実感できる教育	様々な困難・ストレスの対処 方法を身に付けるための教育 (SOSの出し方に関する教育)	心の健康の保持に係る教育
小学校	道徳 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること。 〔生命の尊さ〕 第1学年及び第2学年 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。 第3学年及び第4学年 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。 第5学年及び第6学年 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。 〔よりよく生きる喜び〕 第5学年及び第6学年 よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること。	学級活動 (1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 体育（G保健） 第5学年（1） ア 心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること。 (イ) 不安や悩みへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること。	学級活動 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 体育（G保健） 第3学年（1） ア 健康な生活について理解すること。 (7) 心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因が関わっていること。 第5学年（1） ア 心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること。 (7) 心は、いろいろな生活経験を通して、年齢に伴って発達すること。 (4) 心と体には、密接な関係があること。
中学校	道徳 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること。 〔生命の尊さ〕 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。 〔よりよく生きる喜び〕 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。	学級活動 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応 保健体育（保健分野） 第1学年（2） ア 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。 (エ) 精神と身体は、相互に影響を与え、関わっていること。欲求やストレスは、心身に影響を与えることがあること。 また、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要があること。	学級活動 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 保健体育（保健分野） 第1学年（1） ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。 (7) 健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。また、疾病は、主体の要因と環境の要因が関わり合って発生すること。

2 SOSの出し方に関する教育の授業の進め方

(1) 指導計画について

令和4年度から、町内の全小・中・立学校において、本指導資料にある教材を活用又は参考にしたSOSの出し方に関する教育の授業を、年間1単位時間以上、実施してください。

体育、保健体育、道徳、特別活動等で扱うこととし、各学校において、実施学年や実施時期、実施教科等を検討して、年間指導計画に位置付けてください。

- 校内研修等を通して、全ての教職員がSOSの出し方に関する教育の目的や内容を理解できるようにしてください。
- 子供が悩みを抱えた時に助けを求めるといった指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全学級の子供を対象に毎年度繰り返し、実施するようお願いいたします。
- 本教材を活用又は参考にした授業は、各学校で年間1単位時間以上（例：小学校6年間の中で1単位時間以上）とします。長期休業明けに18歳以下の自殺が増加する傾向を踏まえ、子供の実態に合わせ、4月から7月までの適切な時期に実施することが望ましいと考えます。

(2) 教材について

本指導資料にある教材（映像資料、学習指導案、ワークシート）は、子供の発達段階等に応じて、初等編、中等編、高等編の3種類から選択できるよう構成しています。SOSの出し方に関する教育について、既に教材を作成している自治体もあります。どちらを活用していただいても構いません。

- 初等編は小学校体育の学習内容、中等編、高等編はそれぞれ中学校保健体育の学習内容を踏まえ、作成しています。
- 本教材では、「自死」や「自死予防」という用語を使用していません。これは、「自死」という言葉に過敏に反応する子供がいることが想定されることなどによります。SOSの出し方に関する教育は、いじめや不登校等の未然防止や早期発見にもつながる取組です。授業を行う際にも、指導者等から自死に関する発言がないよう、配慮をお願いします。

(3) 授業形態について

授業は、学級担任、同じ学年を担当する他の教員、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー、保健師等によるティーム・ティーチングで行うことが望ましく、組織的な対応をお願いします。このことにより、子供が、学級担任以外の教職員等にも相談しやすくなるというメリットがあります。

- 授業のまとめの段階で、子供に相談窓口連絡先一覧を配布します。その際に、相談の仕方等について、養護教諭やスクールカウンセラー等から説明をすると、より効果的です。
- 地域の保健師等の専門職がSOSの出し方に関する教育に参画することにより、子供に対して自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができることや、保護者も含めた世帯単位での支援が可能になること、学校と地域の専門家との間での協力・連携関係の構築につながることが期待されます。

(4) スクリーニング、フォローアップ

①学級レベル、個人レベルのアセスメントとその結果に基づく配慮

授業実施の前には、学級担任がスクールカウンセラー等と相談しながら学級集団や個人の状態を確認し、その結果に基づいて事前の学級単位の活動や当該生徒の授業への参加の仕方を検討するなどします。身近な対象の死を経験している子供、日頃から不安定な子供、学級内で孤立している子供などが配慮の対象となります。

②フォローアップ

授業実施後は、事後アンケート等で授業への反応や、うつの兆候などをチェックし、心配がある子供については、担任による面談を経て、スクールカウンセラーの面接を行い、医療機関でのフォローアップが必要だと判断される場合には保護者にその旨伝えて理解を求め、地域の医療機関への受診を勧めます。

(5) 相談窓口

相談窓口一覧

相談時間：平日 9時30分から17時15分まで
（土・日・祝日・年末年始は休み）

学校教育（一対一）		学校教育（グループ）	
校長室	022-211-3010(直通)	大阿部教育事務所	0224-83-3111(内線670)
教務企画室	022-211-3023(直通)	仙台教育事務所	022-278-0111(内線2010)
教務員室	022-211-3035(直通)	北仙教育事務所	0228-57-5413(直通)
教務教育課	022-211-3040(直通)	（黒澤 相談窓口）	0228-57-5000(直通)
保健教育課	022-211-3038(直通)	東部教育事務所	0225-85-7049(直通)
特別支援教育課	022-211-3715(直通)	（若林 相談窓口）	0220-22-2104(直通)
保健体育安全課	022-211-3059(直通)	気仙沼教育事務所	0226-24-2573(直通)
生涯学習課	022-211-3050(直通)		

相談窓口（グループ）

総合教育センター	不登校相談ダイヤル	月～金
	022-784-3063	10時～19時
	子供の相談ダイヤル	月～水
	022-784-3063	10時～19時
	24時間子供SDダイヤル	24時間
	0120-0-70310	

担当：宮城県教育庁生涯教育課
心のケア・いじめ・不登校対策プロジェクトチーム
〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目6番1号（電話）022-211-3046

塩竈市、利府町、松島町、七ヶ浜町、多賀城市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、宮谷市、大和町、大畑町、大衡村

白石市、角田市、丸森町、七ヶ宿町、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町

※仙台市内の県立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校）

1. 仙台市教育委員会

2. 仙台市教育委員会

3. 仙台市教育委員会

4. 仙台市教育委員会

5. 仙台市教育委員会

6. 仙台市教育委員会

7. 仙台市教育委員会

8. 仙台市教育委員会

9. 仙台市教育委員会

10. 仙台市教育委員会

5

1 学年 第5学年

2 教材名 おばあちゃんが残したもの 内容項目 3-1 生命の尊さ

3 主題名 亡くなった人が残したもの

4 自死予防教育プログラムとの関連

道徳科等の指導を通して、子供がいかなる状況にあっても、自ら命を絶とうとすることのないようにするため、誰もがかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていこうとする意識を育てる。

5 本単元の主題設定の理由

大切な人が亡くなることは、深い悲しみをもたらす。悲しみが大きいということは、そこに本当の幸せや喜びがあったからである。その幸せや喜びを大切にすることは、亡くなった人が残してくれたこと、つまり支えられたことや教わったことなど、その人の生のエネルギーを自分の中にいかしていくことである。それは、自他の命や生きることを大切にしていこうとすることだとも言える。亡くなった人が残したものから、畏敬の念を感じ取り、自他の生命を尊重して生きていこうとする心情を育てたい。

① ねらい

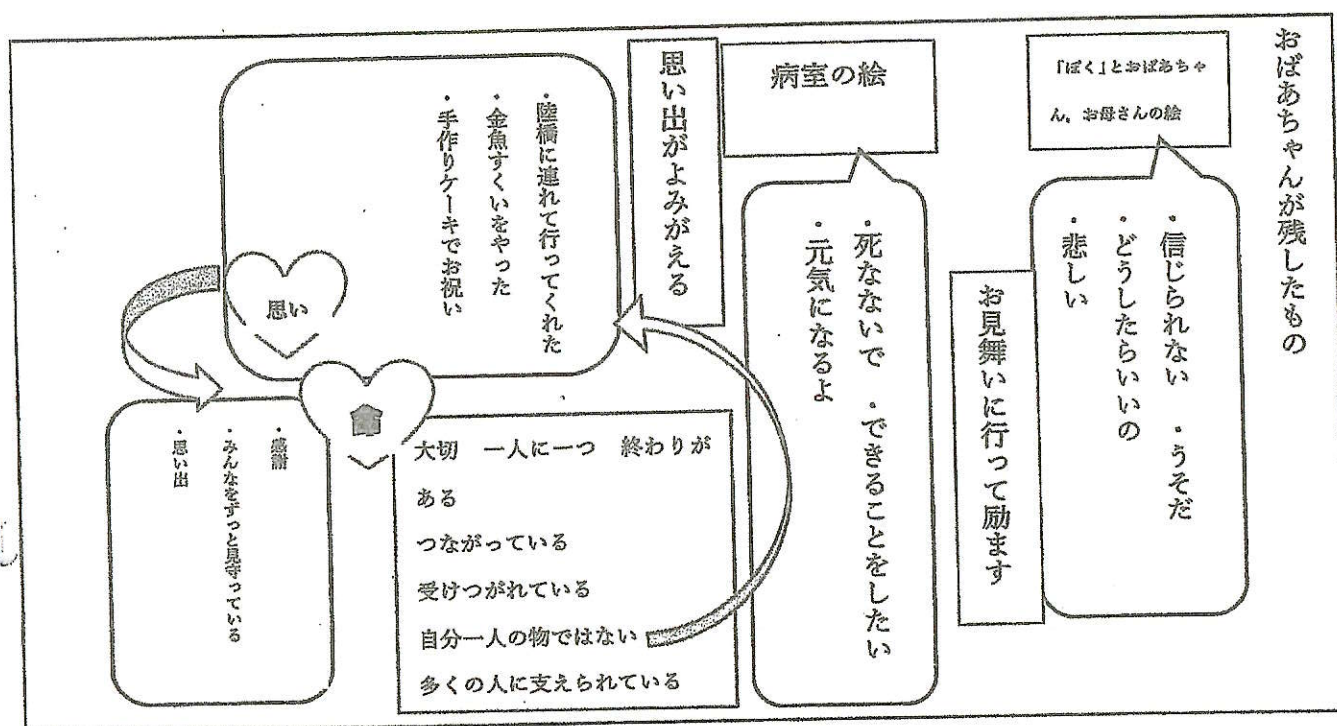
つながりの中にある生命を感じ、かけがえのない生命を尊重し、大切にしようとする心情を育てる。

7 準備物 場面絵 ワークシート

	学習活動	○主な発問と・予想される児童の心の動き	支援(○) 評価(★)
導入 (3分)	1 誰かの思いや考えが伝わって、自分の中に残ったという経験はあるか考える。	○自分の大切な親しい人やペットが亡くなった時にどんな気持ちになりましたか。 ・おばあちゃんがなくなった。いっしょに遊んだことを思い出すと、会いたくなるし、さみしくなる。 ・飼っていた犬が亡くなった。とても可愛がっていたので悲しかった。	○命について触れることで、教材につなげる。 ○事前のアンケートで児童の実態を把握し、実態に合った言葉掛けをする。
展開 (35分)	2 教材「おばあちゃんが残したもの」を聞き、「ぼく(こうへい)」の気持ちを考える。	○おばあちゃんは、「ぼく」とどんな関わりがあったでしょう。 ・おばあちゃんにとって初孫だったから「ぼく」に会うのを楽しみにしてくれていた。 ・病気でつらい時もお見舞いに行くとうれしそうに笑っていた。 ○「ぼく」はどんな気持ちで、病院へお見舞いに行ったのでしょうか。 ・大丈夫かな ・元気になるよね ・おばあちゃんに会うのが楽しみ ◎「ぼく」は「おばあちゃん」の生き方をどう受け止めましたか。 ・楽しかった思い出が、「ぼく」の中に残るような生き方。 ・周りの人を楽しくさせることが、「ぼく」の目標となるような生き方。 ○あなたが「ぼく」だったら、これからどのように生きていきたいですか。 ・みんなを楽しませてあげたいからまずは、自分が楽しんでいきたい。 ・これまでたくさん家族や友達に助けてもらったから今度は私がみんなを励ますために生きていきたい。 ※自死予防教育プログラム 関連発問	○文章から事実を読み取り発表するが、そのことがどんなつながりを生んでいるかを問い返し自分事として考えさせる。 ○「ぼく」が考えたことをじっくり考えさせる。 ○「ぼく」がどう受け止めたか考えさせることで、命は自分だけのものではないことに気付かせる。 ★自分も前向きに明るく生きていこうとする気持ちを持つことができた。

終末 (7分)	3 教師の話を聞く。	○自分の命は尊く大切にしていかなければならないことを実感させる。 ・自分の命は祖父母、両親から受け継がれ、これからも受け継がれていく大切な命であること。 ・生まれてからこれまで、家族や周りの人たちから愛され大切に守られてきた命であること。
------------	------------	---

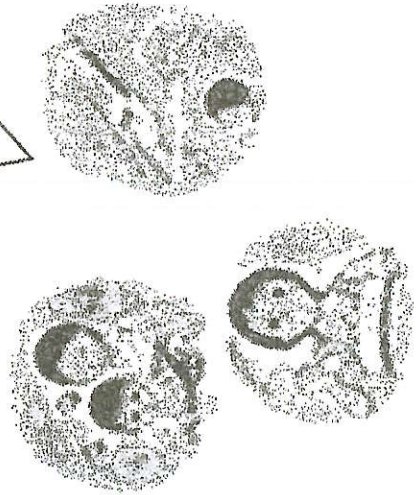
9 板書計画



おばあちゃんが残したもの

考えよう①

「ほく」は「おばあちゃん」の生き方をどう受け止めましたか。



考えよう②

あなたが「ほく」だったら、これからどのように生きていきたいですか。

自分の考えをもつことができた。

- ・できた
- ・まあまあできた
- ・あまりできなかった
- ・できなかった

今日の授業で新しい発見があった。

- ・あった
- ・少しあった
- ・あまりなかった
- ・なかった

友達の考えを聞いて、納得することがあった。

- ・あった
- ・少しあった
- ・あまりなかった
- ・なかった

第5学年 体育科（保健領域）學習指導案

- | | |
|-------|---|
| 1 単元名 | 心の健康 |
| 2 題材名 | 不安やなやみがあるとき（ 本時1/2 ） |
| 3 わらい | 不安や悩みへの対処には様々な方法があることを理解し、困ったときには自分に合った方法を選んで前向きに対処しようとする態度を養う。 |

4 自死予防教育プログラムとの関連

不安や悩みの原因や影響に対して、そのストレスに対処する方法を学び、自分に合った解決方法を身に付けさせる。(ストレス対処能力の育成)

5 本時の展開

	学習活動・内容	指導上の留意点等
導入 5分	1 本時の題材を知る。 「不安やなやみがあるとき」	・ 本時の題材を板書し、学習の流れを説明する。
展開	2 学習の課題を確認する。 (1) 小学生の不安や悩みにはどんなことが多いか確認する。 (2) 自分の不安や悩みを想起する。	・ 教科書 p. 13 の資料を見て、他の小学生の不安や悩みを確認させる。 ・ 自分の体験を振り返らせる。人に言いたくない不安や悩みもあるので、無理に発表させない。
	不安や悩みで困ったときには、どんな対処の方法があるでしょうか。	
閉	3 対処の方法を調べる。 (1) 自分が行う方法を想起し、書く。 (2) 発表し合い、友達が行っている方法と自分が行っている方法を共有する。 (3) 対処の方法を整理する。 ・ 問題解決的に努力する方法 ・ 生活習慣を整える方法 ・ 気分転換や気持ちを切り替える方法	・ タブレット（ロイロート）を活用し思いつくまま書かせる。 ・ タブレットで全員の対処方法を共有させる。友達の対処方法についても共感的に受け止められるようにする。 ・ 子どもたちから出た意見をタブレットで確認させたり、教科書 p. 14 「対処の方法の例」に拡大資料を提示し参考にさせたりして、対処の方法を整理する。
	4 不安や悩みの内容による効果的な対処の方法の選び方を考える。	

30 分	(1) 教科書 p. 15 の 3 つの例に対して、自分が考える効果がありそうな方法に印をつける。 (2) 表を見て気づいたことや考えたことを書く。 (3) 発表し合い、不安や悩みで困ったときには、自分に合った適切な方法で対処すればよいことを理解する。	・ワークシートの表に○印をつけさせる。1 つの例に複数の方法を選んでもよいことを知らせる。 ・不安や悩みの種類によって、効果的な対処の方法が異なることに気づかせる。 ・同じ不安や悩みでも、人によって効果的な対処の方法が異なることに気づかせる。
ま と め 10 分	5 本時の学習から、困ったときに自分がどのような方法を選択したいと思ったかをワークシートに書く。	・不安や悩みがあるときには対処の方法が様々あり、自分に合った方法を選ぶとよいことを板書で確認させる。 ・本時を振り返り、不安や悩みがあるときの対処の仕方について、感じたり考えたりしたことを書かせる。 ・次時は、不安や悩みが解決しない時やより強い時はどうすればよいか学んでいくことを予告する。

- 例1～例3のような不安やなやみがあるときに、自分にとって効果がありそうな対処の方法を考えましょう。

例1

仲良しのかずまくとけんかしてしまった。明日からうまくやっていけるか、とても不安なんだ。



例2

授業のことを考えると、なんとなく不安でしようがないよ。



例3

5年生になっても、みんなに比べて身長が低いよ。



- (1) 上の例について、下の表の方法のうち、自分にとって効果がありそうな方法に○を付けましょう。

	1	2	3	4	5	6	7 その他
方法	一人で考える。	人に話したり、相談したりする。	生活習慣を整える。	好きなことをする。	体を動かす。	気にしないことにする。	
例1							
例2							
例3							

- (2) 記入した表を見て、気づいたことや考えたことを書きましょう。

- (3) ほかの人の意見を聞いて、気づいたことや考えたことを書きましょう。

第5学年 体育科（保健領域）学習指導案

1 単元名 心の健康

2 題材名 不安やなやみがあるとき（本時2/2）

3 わらい 自分がかげがえのない大切な存在であることに気付くと共に、強い不安や長く続く悩みを抱えたときの援助希求的行動について考えることができる。

4 自死予防教育プログラムとの関連

児童が悩んだり困ったりした時の、他者に相談することに対する期待や抵抗について理解し自分自身に合った相談方法を身に付け、援助希求的態度を育成する。（援助希求的態度の育成）

5 本時の展開

	学習活動・内容	指導上の留意点等
導入 5分	1 本時の題材を知る。 「不安やなやみがあるとき」 強い不安や悩みが長く続くときには、どんな対処の方法があるでしょうか。	・緊急性の高い状況について具体的に学ぶことを伝える。
展 開	2 不安や悩みの原因や体に及ぼす影響について知る。 (1) DVD から一人一人が大切な存在であることに気付く。 (2) 不安や悩みの概要について知る。 ・不安や悩みには、様々な原因があることが分かりましたね。 ・不安や悩みが大きすぎたり、長く続いたりすると、心や体にどのような影響が出るのか分かりましたか。	・DVD（「自分を大切にしよう」前半）を視聴させる。 東京都教育委員会『「SOS の出し方に関する教育」を推進するための指導資料について』（ https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/sos_sing.html ） サイト内 DVD 教材「自分を大切にしよう」初等編 ・自分が赤ちゃんの頃から自分なりに頑張って生きてきた大切な存在であることを確認させる。 ・勉強や進学、顔や体形、自分の性格、学校生活、友達、いじめ、家族など原因は様々であることを確認させる。 ・自信がもてない、食欲がない、眠れない、腹が痛い、イライラが消えない、消えたいと思うなど心身に及ぼす影響を確認させる。

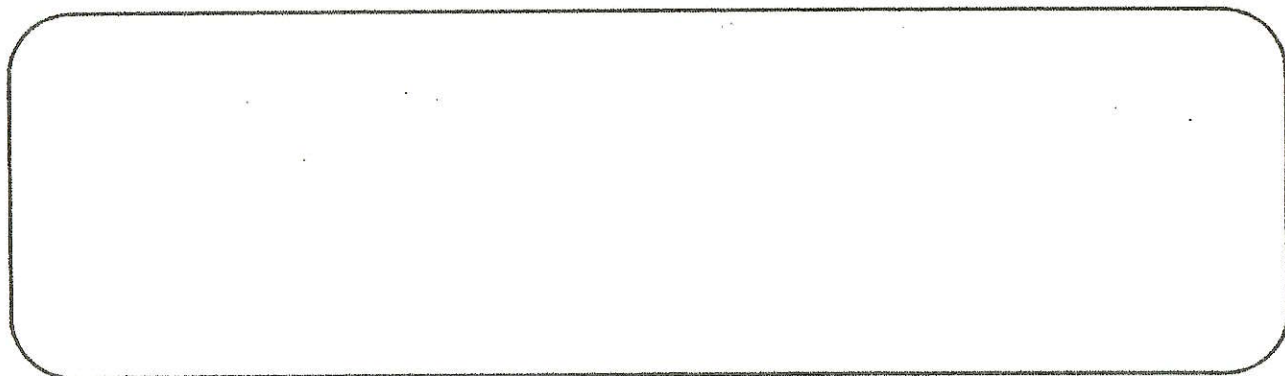
30分	・生活の中で不安や悩みをもつことは、誰もが経験する自然なことでしたね。 3 つらい気持ちになった時に、それを軽くするために、どのような行動をとればよいか考える。 (1) 前時に選択した自分に合う対処方法を振り返る。 (2) つらそうにしている友達への関わり方を理解する。 (3) 友達がつらそうにしている時、どのように対処しているか考え、ワークシートに書く。 (4) つらそうな友達への言葉がけの仕方を2人組でロールプレイさせ、実感させる。	・小学5・6年生の71.6%が悩みがあると答えていることを確認させる。 ・前時のワークシートから、自分に合う対処方法を想起させる。特に※2の「人に話したり、相談したりする」について、その受け止め方に注目させる。 ・DVD（「自分を大切にしよう」後半）を視聴させる。 ・批判しないでよく聞く、落ち着いたら信頼できる大人と一緒に探すなどの関わり方を確認させる。 ・3～4人のグループ内で、交代でロールプレイさせる。話題については、児童の実態を踏まえながら、【資料1】から選択または独自の事例を活用してもよい。 ・友達の言葉がけで感じたことやよいと感じた言葉をワークシートに書かせる。
まとめ10分	4 まとめの話を聞く。 5 本時を振り返り、学習の感想をワークシートに書く。	・まとめの話は担任の他に、養護教諭、SCなど児童の実態に合わせて選ぶ。 ・つらい気持ちになった時には、一人で悩まず、助けを求めること、そのために身近にいる信頼できる人に話してほしいことを伝える。 ・強い不安や長く続く悩みがある場合には、相談する機関もあることを【資料1】または、教科書p.15の資料をもとに知らせる。 ・本時の活動を通して分かったことや感じたことを書くようにさせる。

年 組 番・氏名【 】

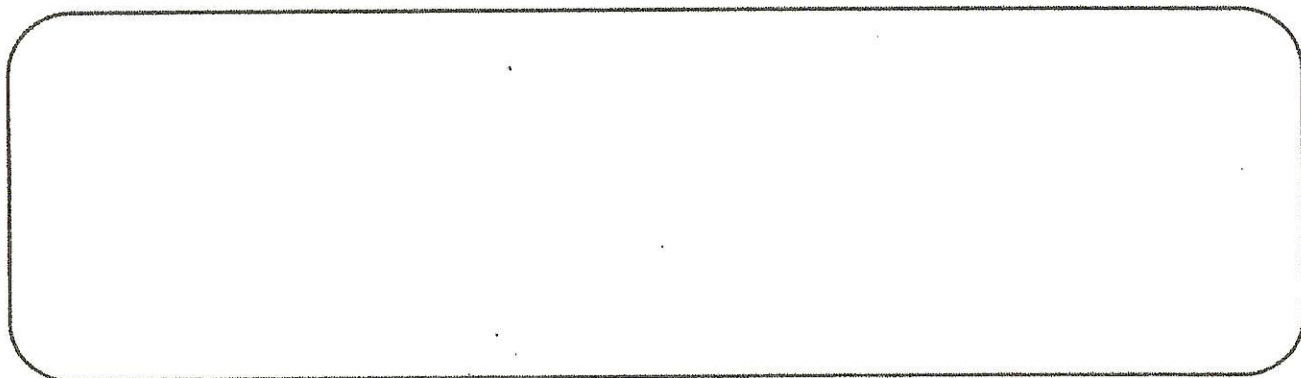
不安やなやみがあるとき

～不安やなやみが大きいときや長く続くときの対^{たいしょ}処～

1. 友達がつらそうにしている時、それを軽くしてあげるために、
どのようなことをしていましたか。



2. ロールプレイをしてみて友達の言葉かけで感じたことやよいと感じた言葉を
まとめましょう。



まとめ 学習の感想を書きましょう。

